4　業務の継続の特例

救済金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、内閣総理大臣等の承認を受けて、合併等の日の契約の総額等を超えて資金の貸付け等に関する業務を継続することができることとした。（第六七条第三項、第一〇一条第七項、第一二六条の三八第七項及び附則第一五条の四第七項関係）

5　預金等の払戻しに係る事務費用の負担

機構は、管理を命ずる処分を受けた金融機関等が行う支払対象預金等の払戻しに係る事務に要する費用を負担することができることとした。（第一二七条第二項関係）

6　資産の買取り

機構は、保険金の支払をする旨の決定をした場合等において、保険事故が発生した金融機関が保有する資産の買取りを行うことができることとした。（第一二八条の三関係）

7　事業譲渡等に係る契約上の地位の移転に関する特例

破綻金融機関等は、救済金融機関等への事業譲渡等に際し、内閣総理大臣等の承認を受けて、事前の公告及び催告を行うことにより、預金者等の承諾を得ないで預金等に係る契約の条項（金利等に限る。）の変更を伴う契約上の地位の移転をすることができることとした。（第一三一条の二関係）

六　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正関係

1　銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を令和一八年三月三一日まで延長することとした。（第一九条関係）

2　会員等からの株式等の買取り等の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第三八条、第三八条の二、第三八条の五及び第三八条の六関係）

七　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正関係

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第三条関係）

八　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正関係

1　実施計画の認定（第三四条の一〇関係）

㈠　金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下同じ。）であって、その主として業務を行っている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービス（以下「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置（次に掲げる行為（以下「組織再編成等」という。）を含むものに限る。）を実施するもの（以下㈢までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、当該措置の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、令和八年三月三一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができることとした。

(1)　合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

(2)　事業の全部を承継させる会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）

(3)　会社分割による事業の全部の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）によるものに限る。）

(4)　事業の全部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

(5)　株式交換（当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。）

(6)　株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であって、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が銀行持株会社等である場合に限る。）

(7)　他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合に限るものとし、(3)、(5)及び(6)に掲げる場合を除く。）

(8)　他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合に限るものとし、(2)及び(5)に掲げる場合を除く。）

(9)　組織再編成その他の金融機関等の業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの

㈡　実施計画には、次に掲げる事項を記載することとした。

(1)　㈠の申請をする金融機関等（以下「申請金融機関等」という。）の商号又は名称

(2)　実施計画の実施期間（五年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

(3)　組織再編成等その他の事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び実施時期

(4)　(3)の実施による経営の改善その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

(5)　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(6)　実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

(7)　申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）のうちに機構が(3)の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付するための契約（6及び8において「資金交付契約」という。）の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

(8)　その他一定の事項

㈢　主務大臣は、㈠の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。

(1)　申請金融機関等が基準適合金融機関等であること。

(2)　申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）により提供される基盤的金融サービスが、その主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合に該当するものであること。

(3)　申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、その主として業務を行っている地域の全部又は相当部分における人口の減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるものであること。

(4)　当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供していると認められるものその他これに相当するものを除く。）であること。